

令和8年度

市民税・県民税 国民健康保険料等

申告の手引き

日頃から税務行政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
「令和8年度市民税・県民税申告書」をお送りしますので、このページの「市・県民税の申告をする必要がある人」に該当する方は、この手引きを参考にしてご記入のうえ、**3月16日(月)**までに申告くださいますようお願いいたします。

なお、この申告書は**前年に市・県民税の申告をされた方**にお送りしています。このページの「市・県民税の申告をする必要がない人」に該当する方は、提出不要です。

申告書は、あなたの課税資料となる他、国民健康保険・後期高齢者医療制度、保育料、奨学金、授業料免除等に必要資料になります。記載方法等ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

■お問い合わせ先・送付先

久留米市役所 市民文化部 市民税課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (TEL)0942-30-9008 (FAX)0942-30-9753

■市・県民税の申告をする必要がある人

令和8年1月1日に久留米市内に住所があり、令和7年中(令和7年1月1日から同年12月31日まで
の期間)に所得があった人

- ・所得がなかったとしても、申告をしないと、所得(非課税)証明書の発行及び国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の算定ができません。申告書の「非課税収入」又は「収入なし」の欄に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。記入方法については、この手引きの8ページをご参照ください。
- ・久留米市に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人は、令和8年1月1日に久留米市内に住所がなかった場合であっても、申告が必要となる場合があります。

○久留米市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している被保険者について

申告をしていないと、保険料の正しい算定及び軽減措置ができません。収入がない場合でも必ず申告してください。

なお、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の軽減ができるかどうかを判定する場合、分離譲渡所得については特別控除をする前の所得が、事業専従者控除については控除をする前の所得が判定の基礎となります。

■市・県民税の申告をする必要がない人

上に該当する場合でも、以下に該当する人は、申告は不要です。

【A】 所得税の確定申告をする人

【B】 給与所得のみの人で、勤務先から久留米市に給与支払報告書が提出されている人
(提出の有無は勤務先の給与担当者に確認ください。特にアルバイト、パート収入の人)

【C】 収入が国民年金や厚生年金等の公的年金のみ(遺族年金・障害者年金等の非課税収入、郵便局や農協等で契約している個人年金は除く)であった人

- ・【B】や【C】に該当する人であっても、源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除等)を追加で受けようとする場合は、市・県民税の申告をしてください。(所得税の還付申告をする人については不要です。)
- ・なお、【C】に該当する人で、昭和36年1月1日以前生まれで公的年金の収入金額の合計が151万5千円以下の人、昭和36年1月2日以降生まれの人で公的年金の収入金額の合計が101万5千円以下の人に該当する人は、市・県民税は非課税になりますので控除を追加する必要はありません。(申告不要)

○年金収入があった方へ

令和7年中の公的年金の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要です。

しかし、この場合でも申告をされないと市民税・県民税の算定が不利になる場合がありますのでご注意ください。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

■提出方法

平成29年度申告より個人番号(マイナンバー)カード等による本人確認が必要となりました。

1. 窓口での提出

(1)本人による提出

確認方法①	個人番号カードの提示又は写しの提出
確認方法②	通知カード(※1)と身元確認書類(※2・3)

- ※1 氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合のみ、個人番号証明書として使用可能です。
- ※2 本人の身元確認書類の例
運転免許証、介護保険の被保険者証、資格確認書、パスポート(旅券)、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、写真付き身分証明書(学生証・社員証・資格証明書等)、国民年金手帳 など
- ※3 身元確認書類は顔写真なしの場合は2点必要となります。

(2)代理人による提出

代理人による提出の場合必要となる確認書類

代理権の確認	以下のいずれか1点の提示または写しの提出 ・戸籍謄本または資格を証明する書類(法定代理人) ・税務代理権限証明書(税理士等) ・委任状(同一世帯の場合は不要)
代理人の身元確認	代理人の身元確認書類(※1・2)の提示又は写しの提出
本人の番号確認	本人の個人番号カードまたは通知カード(※3)の写しの提出

- ※1 代理人の身元確認書類の例
税理士証票、運転免許証、個人番号カード、介護保険の被保険者証、資格確認書、パスポート(旅券)、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、写真付き身分証明書(学生証・社員証・資格証明書等)、国民年金手帳 など
- ※2 身元確認書類は顔写真なしの場合は2点必要となります。
- ※3 氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合のみ、個人番号証明書として使用可能です。

2. 郵送での提出

上記「1. 窓口での提出」の場合と同じ本人確認書類の写しを同封してください。

●申告書の提出は、郵送が便利です！同封の返信用封筒をご利用ください。

＜申告書を郵送していただく場合の注意点＞

- ①電話番号を必ず記入してください。
- ②添付資料は必ず同封してください。
・控除証明書(生命・地震保険料控除証明書、医療費明細書等)の添付がない場合は、控除に取れませんのでご注意ください。
また、給与の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票の添付もお願いします(写しで可)。
・この申告により、日本国外に居住する親族にかかる扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類と送金関係書類等の添付が必要です。詳細は久留米市ホームページ(スマホの方は右のQRコードから)をご確認ください。
・添付資料の返却はいたしません。
- ③介護保険の被保険者証、資格確認書の写しを郵送する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号について、**黒塗りをするなどのマスキングを施してください。**
- ④営業等所得、農業所得、不動産所得については、1年間の収支がわかる書類を作成し添付するか、申告書裏面にある計算表に、収入、経費の明細を記入してください。
- ⑤申告書の控えが必要な方は、申告書郵送の際に、申告書の写し(申告書をご自分でコピーされたもの)と返信用封筒(宛名記入、切手貼付済のもの)を同封して頂きますと、受付印を押印した後、返送いたします。
・同封がなく、申告の控えを後日請求された場合は、お渡しに時間がかかる場合がございます。



スマホの方は
こちらから

3. 住民税試算システムで申告書を作成のうえ提出

住民税試算システムで申告書を作成できます。作成後は印刷して、郵送か窓口での提出となります。

久留米市ホームページ上にリンク先が掲載されています。リンク先については、以下をご参照ください。

リンク先：久留米市ホームページ→「暮らし・届出」→「税金」→「個人市・県民税(個人住民税)」→「個人市・県民税(個人住民税)の試算と申告書の作成ができます」ページ内、「**住民税試算システム**」をクリックしてください。
(外部サイトに移動します。)

(※)お使いのスマートフォンのブラウザによっては、作成した申告書のダウンロードができないことがあります。



スマホの方は
こちらから(※)

4. 電子申告での提出

令和8年度分より、スマートフォンやパソコンで、eLTAX(※)から個人番号カードを利用して申告が可能です。詳細は以下より、久留米市ホームページ上のリンク先をご参照ください。

(※)地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステム

リンク先：久留米市ホームページ→「暮らし・届出」→「税金」→「個人市・県民税(個人住民税)」→「個人市・県民税(個人住民税)の電子申告について」ページ内、「**eLTAX 個人住民税電子申告システム**」をクリックしてください。
(外部サイトに移動します。)



スマホの方は
こちらから

■申告相談日程〈時間：9時～16時(土曜・日曜・祝祭日は除く)〉

申告に直接お越しいただく場合、会場・日程は下記のとおりとなります。会場は大変混み合いますので、お時間に余裕をもってお越しください。

申告相談会場	申告相談月日	申告相談会場	申告相談月日
くるみホール(市役所2階) (TEL)0942-30-9008【市民税課】 (FAX)0942-30-9753	2/16(月) ↓ 3/16(月) ※田主丸、北野総合支所は 9:00～11:30 13:00～16:00	コミュニティセンター 上津校区会館(1階中会議室)	2/13(金)、2/16(月)、2/17(火)
田主丸総合支所 (田主丸保健センター2階研修室) (TEL)0943-72-2112【市民福祉課】 (FAX)0943-72-3819		筑邦市民センター (多目的棟2階会議室)	2/19(木)、2/20(金) ※9:30～16:00
北野総合支所(本館101会議室) (TEL)0942-78-3552【市民福祉課】 (FAX)0942-78-6482		コミュニティセンター 高良内会館	2/24(火)、2/25(水)
城島総合支所(4階401会議室) (TEL)0942-62-2112【市民福祉課】 (FAX)0942-62-3732	3/3(火)～3/16(月) ※9:00～11:30、13:00～16:00	ふれあい農業公園	2/26(木)、2/27(金)
三瀬総合支所(2階205会議室) (TEL)0942-64-2312【市民福祉課】 (FAX)0942-65-0957		安武校区コミュニティセンター	3/3(火)
	2/16(月)～3/2(月) ※9:00～11:30、13:00～16:00		

- 市民センター(上津、筑邦、千歳、高牟礼、耳納)の窓口では申告受付していません。
- 所得税の確定申告に関しましては、久留米税務署(0942-32-4461)にお問い合わせください。

■所得の種類

ご自身に該当する所得および概要は以下の表を参考にしてください。

給 与 所 得	給与、賃金、賞与、俸給、左官等の手間賃等の所得です。
営 業 等 所 得	卸売業、小売業、飲食業、製造業、配送業、サービス業等の所得や医師、外交員、ホスト・ホステス、塾経営等の所得です。
農 業 所 得	農産物生産・果実栽培、農家が兼営する家畜の飼育等による所得です。
不 動 産 所 得	貸家、貸事務所、地代等の賃借料及び不動産貸付の権利金等の所得です。
利 子 所 得	国外の銀行等の預金の利子等による所得です。
配 当 所 得	株式・出資金の配当等の所得です。
雑 所 得	公 的 年 金 等 公的年金(国民年金、厚生年金等)等による所得です。
	業 務 著述家以外の受ける原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金等の所得です。
	そ の 他 生命保険契約等による年金等、業務に該当しない場合の雑所得です。
総 合 課 税 譲 渡 所 得	車両、機械類、ゴルフ会員権等の資産で、土地、建物等分離して課税される資産以外のものの譲渡による所得です。
一 時 所 得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金等の所得です。
分 離 課 税 譲 渡 所 得	土地、家屋などの資産譲渡所得です。(国民健康保険の申告を兼ねていますので、所得税の確定申告が不要であっても、市・県民税の申告が必要になる場合がございます。詳細については、市民税課にお問い合わせください。)
先 物 取 引 所 得	先物取引による所得です。
山 林 所 得	山林を伐採したり、立木のまま譲渡したことによる所得です。
退 職 所 得	退職分離課税(退職金から住民税を天引する)の対象にならなかった退職金等の所得です。

■申告書の記入の仕方

令和 8 年度(令和 7 年分) 市民税・県民税(兼国民健康保険料等) 申告書

久留米市長宛て

提出年月日 令和8年2月16日

おもて

個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8											
現住所	久留米市城南町15番地3											
1月1日現在の住所	同上											
フリガナ	クルメ イチロウ										生年月日	
氏名	久留米 一郎										明・大(昭) 平・令 18.1.16	
世帯主の氏名	同上		続柄	本人		電話番号(自宅・携帯・)	30-9008		業種又は職業 食堂経営			

- 個人番号(マイナンバー)
- 現住所
- 氏名(押印は不要です)
- 生年月日
- 電話番号等を忘れずに記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険	245,200 円
	国民年金	145,800 円
	源泉のとおりに	60,650 円
合計		451,650 円
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	90,000 円
	旧生命保険料の計	120,000 円
	新個人年金保険料の計	90,000 円
	旧個人年金保険料の計	100,000 円
介護医療保険料の計		100,000 円
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	40,000 円
旧長期損害保険料の計		240,000 円
⑯ 障害者控除	氏名	久留米 ウメ
	障害の種類・程度	障害の程度 2
⑰ 配偶者控除、ひとり親控除、勤労学生控除	氏名	久留米 花子
	配偶者の合計所得金額	300,000 円
⑲・⑳ 扶養親族・特定親族特別控除	個人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6
	氏名	久留米 太郎
	氏名	久留米 ウメ
	氏名	久留米 桜
	氏名	久留米 次郎

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。
扶養親族等が不足する場合には、裏面「備考」に上記と同じ項目を記入してください。
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」にも氏名及び住所を記入してください。

㉑ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	火災	7. 5. 9	住宅・家財
㉒ 医療費控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引く損失のうち災害関連支出の金額
	5,800,000 円	4,800,000 円	280,000 円
㉓ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	150,000 円		

郵送
地方税法別則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

☒ 給与から差引き(特別徴収)	☐ 自分で納付(普通徴収)
※所得が無かった方の記入欄	
非課税収入	☐ 遺族年金 ☐ 障害年金 ☐ 児童扶養手当 ☐ 雇用保険金 ☐ その他
収入なし	()で生活している。

※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

収入金額等	事業	営業等	ア	6,000,000 円
	農業	イ		
	不動産	ウ		
	利子	エ	10,000	
	配当	オ	120,000	
	給与	カ	1,352,500	
	公的年金等	キ	1,636,166	
	業務	ク	600,000	
	その他	ケ	400,000	
	総額合算	短 期	コ	0
長 期	サ	1,000,000		
一 時	シ	1,500,000		
所得金額	事業	営業等	①	1,000,000
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④	10,000	
	配当	⑤	120,000	
	給与	⑥	602,500	
	公的年金等	⑦	536,166	
	業務	⑧	350,000	
	その他	⑨	100,000	
	合計	⑩	986,166	
総額合算・一時	⑪	1,250,000		
合 計	⑫	3,968,666		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	451,650	
	小規模企業等掛金控除	⑭	10,000	
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰・⑱	530,000	
	勤労学生控除	⑲・⑳	380,000	
	配偶者(特別)控除	㉑・㉒	780,000	
	扶養控除	㉓	310,000	
	特定親族特別控除	㉔	430,000	
	基礎控除	㉕	2,986,650	
⑬から㉕までの計	㉖	603,134		
雑損控除	㉗	50,000		
医療費控除	㉘	3,639,784		
合計	㉙			

あなたに、給与や公的年金等と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市・県民税を、給与から差し引く(特別徴収)か、自分で納付する(普通徴収)かを選択することができます。
希望する方法の□にチェックしてください。

●営業等・農業・不動産所得がある人＜申告書【ア～ウ】及び①～③＞

◇営業等所得：卸売業、小売業、サービス業、外交員報酬等の所得のある人が該当します。

- ・収入金額等を【ア】欄に記入し、所得金額を【①】欄に記入してください。
- ・申告書裏面の【7 事業・不動産所得に関する事項】を記入してください。
- ・申告書裏面の【事業所得の計算表】の欄に内訳を記入してください。
(1年間の収支が分かる書類を作成し添付すれば、この計算表の記入を省略できます。)
- ・専従者控除がある場合は、申告書裏面の【11 事業専従者に関する事項】欄も記入してください。
- ・減価償却費がある場合は、申告書裏面の【減価償却の計算】欄も記入してください。

◇農業所得：農産物生産、果実栽培、畜産等の所得のある人が該当します。

- ・収入金額等を【イ】欄に記入し、所得金額を【②】欄に記入してください。
- ・申告書裏面の【7 事業・不動産所得に関する事項】を記入してください。
- ・申告書裏面の【農業所得の計算表】の欄に内訳を記入してください。
(1年間の収支が分かる書類を作成し添付すれば、この計算表の記入を省略できます。)
- ・専従者控除がある場合は、申告書裏面の【11 事業専従者に関する事項】欄も記入してください。
- ・減価償却費がある場合は、申告書裏面の【減価償却の計算】欄も記入してください。

◇不動産所得：貸家、貸事務所、貸地、貸アパート等の所得のある人が該当します。

- ・収入金額等を【ウ】欄に記入し、所得金額を【③】欄に記入してください。
- ・申告書裏面の【7 事業・不動産所得に関する事項】を記入してください。
- ・申告書裏面の【不動産所得の計算表】の欄に内訳を記入してください。
(1年間の収支が分かる書類を作成し添付すれば、この計算表の記入を省略できます。)
- ・専従者控除がある場合は、申告書裏面の【11 事業専従者に関する事項】欄も記入してください。
- ・減価償却費がある場合は、申告書裏面の【減価償却の計算】欄も記入してください。

収入	令和7年中に収入することが確定した金額です。未収入金、自家消費の商品、現物収入、リベート等も含まれます。
必要経費	令和7年中に収入を得る為に要した費用です。原価、雇人費、事業用固定資産等の地代家賃、借入金利等です。経費項目ごとに分類して集計してください。なお、当該事業以外の費用を経費とすることはできません(生活費は含まれません)のでご注意ください。
事業専従者(白色)	あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、あなたの事業に専従した期間が令和7年中に6か月を超える場合には、事業専従者1人につき次の①と②のうちいずれか低い方の金額を控除できます。なお、事業専従者として申告した親族を、扶養控除として申告はできませんのでご注意ください。 ① 配偶者である事業専従者…86万円 配偶者以外の事業専従者…50万円 ② $\frac{\text{不動産所得} + \text{事業所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$

■申告書の書き方(例)

1 収入金額等

事業	営業等	ア	6,000,000円
	農業	イ	
	不動産	ウ	

2 所得金額

事業	営業等	①	1,000,000
	農業	②	
	不動産	③	

* 所得の計算表

例：営業所得

事業種目	食堂経営
屋号	くろめ屋
項目	金額(円)
収入	
売上(収入)金額	5,716,000
その他(家事消費)	284,000
A 計	6,000,000
必要経費	
仕入金額	2,150,000
給料賃金	707,600
減価償却費	642,355
地代家賃	
租税公課	165,000
水道光熱費	300,000
通信交通費	138,000
修繕費	135,000
消耗品費	200,000
雑費	62,045
B 計	4,500,000
C 専従者控除額	500,000
所得金額(A-B-C)	1,000,000

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
事業	久留米市三瀬町玉瀬2779-1	6,000,000	5,000,000	0

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
久留米 すみれ	子	昭和61年7月7日	12	500,000
合計額				500,000
所得税における青色申告の承認の有無				無

※個人番号を備考欄に記入してください。

減価償却の計算

減価償却資産の名称等	面積又は数量	取得年月	取得価格	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年分の償却期間	本年分の償却費	事業専用割合	本年分の必要経費算入額	未償却残高(期末残高)
貨物自動車	1台	令和7年1月	3,211,775	3,211,775	定額	5	0.2	12	642,355	100%	642,355	2,569,420

●給与収入がある人＜申告書【力】及び⑥＞→源泉徴収票(写し可)を添付してください。

◇給与所得:給与、賞与、賃金、パート収入等のある人が該当します。

●源泉徴収票がある方

- ・1ヶ所からの給与のみの人は源泉徴収票の支払金額を【力】欄に記入し、給与所得控除後の金額を【⑥】欄に記入してください。
- ・複数の給与がある場合は各源泉徴収票の支払金額の合計を【力】欄に記入し、次の「給与所得の速算表」を用いて計算した結果を【⑥】欄に記入してください。

●源泉徴収票がない方

- ・申告書裏面【6 給与所得の内訳】に支給額(手取り金額ではなく、社会保険料や所得税等が差し引かれる前の金額)、勤務先を記入してください。
- ・支給額の合計金額を【力】欄に記入し、次の「給与所得の速算表」を用いて計算した結果を【⑥】欄に記入してください。

●給与所得の速算表

給与収入金額の合計 a(円)	給与所得の金額
～ 650,999	0円
651,000 ～ 1,899,999	a-650,000円
1,900,000 ～ 3,599,999	a÷4=b bは千円未満切捨
3,600,000 ～ 6,599,999	b×4×70%-80,000円
6,600,000 ～ 8,499,999	b×4×80%-440,000円
8,500,000 ～	a×90%-1,100,000円
	a-1,950,000円 (※)

■申告書の書き方(例)

●源泉徴収票がある方、源泉徴収票がない方共通

(1 収入金額等) 給 与 力 1,352,500

(2 所得金額) 給 与 ⑥ 602,500 (※)

(※)上記は、給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除を差し引いた例になります。

●源泉徴収票がない方のみ記入

6 給与所得の内訳(記入例)

月	月収
1	98,000
2	74,000
3	103,500
~~~~~	
11	65,000
12	52,000
賞与額	200,000
合計	1,352,500
法人番号又は所在地	久留米市城南町 15-3
勤務先名	(株)久留米商事
電話番号	(0942)30-9008

勤務先が複数ある場合は、備考欄に2ヶ所目以降の法人番号又は所在地、勤務先名、電話番号を記入してください。

※子ども・特別障害者等を有する方等の所得金額調整控除…【A】

給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。該当する場合は、給与所得の速算表で計算した給与所得から、次の算式で計算した所得金額調整控除を差し引いた金額を申告書【⑥】欄に記入してください。源泉徴収票がある方で、既に年末調整で所得金額調整控除を適用してある場合は除きます。

- (1)申告者が特別障害者に該当する
- (2)23歳未満の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4)特別障害者である扶養親族を有する

上記のうち(2)～(4)のいずれかに該当し、対象者が申告書「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑳・㉑】欄又は【㉒】欄の対象とならない場合、申告書裏面【14 所得金額調整控除に関する事項】に必要事項を記入してください。複数該当する場合は、いずれかひとつの事項についてご記入ください。

●所得金額調整控除の計算方法

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、上記の計算上使用する収入金額は1,000万円となります。)

※給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除…【B】

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。該当する場合は、給与所得の速算表で計算した給与所得から、次の算式で計算した所得金額調整控除を差し引いた金額を申告書【⑥】欄に記入してください。

●所得金額調整控除の計算方法

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与所得} + \text{公的年金等雑所得}) - 10\text{万円}$$

(※給与所得及び公的年金等雑所得がそれぞれ10万円を超える場合は10万円で計算します。)

※上記【A】の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

14 所得金額調整控除に関する事項 ※個人番号を備考欄に記入してください。

フリガナ	ケルメ カエテ	続柄	孫	生年月日	明・大・昭 令	26・3・3	特別障害者に 該当する場合	級 判定	別居の場合 の住所
氏名	久留米 楓								